

## 交通指導員のご案内

# あなたも交通指導員になりませんか？

高槻市交通指導員協議会では、交通指導員の方々に、各小学校区において、児童等を対象に街頭指導を実施し、交通事故防止運動の中心としてご活躍いただいています。



## 主な活動内容

- ・各校区の通学路等の危険箇所における街頭指導
  - ・各校区の通学路等の安全点検、交通安全教室での協力など

○活動回数は原則月1回（毎月15日の近畿交通安全デー 時間：児童の登校時間



### 活動への支援等

物品貸与（手持ち旗、雨具等）、活動保険の加入（傷害、賠償）  
指導員活動費または現物（お茶等）の支給（交通指導員長へ支給）



### 募集期間・活動期間



○募集期間

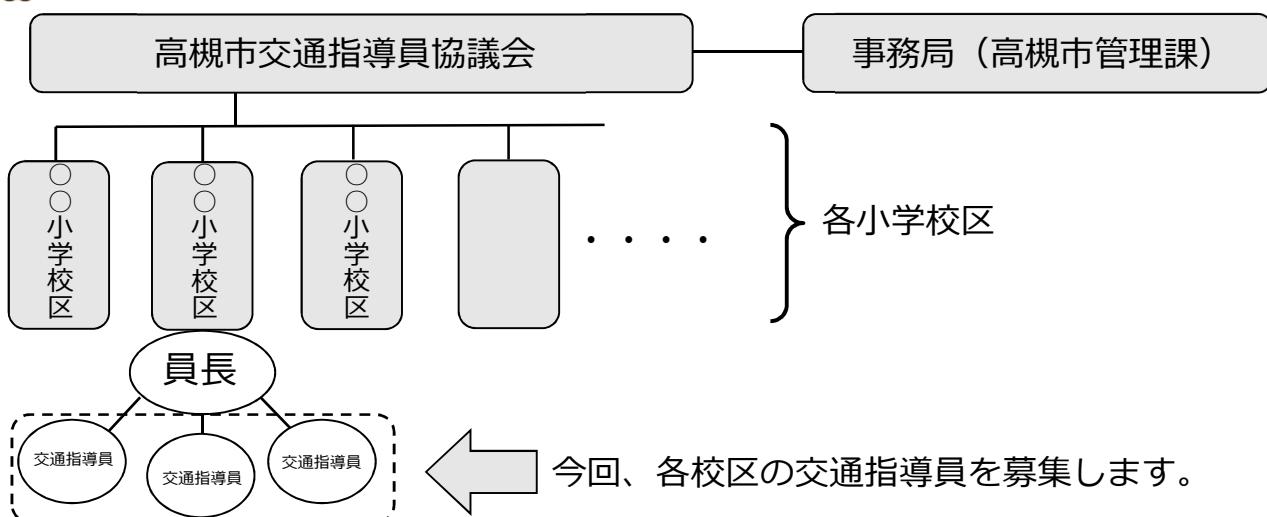
令和8年1月15日～令和8年1月31日まで

### ○活動期間

令和8年4月1日～令和9年4月30日まで



高槻市交通指導員協議会の組織



※物品の受け渡しや欠席連絡等は員長を通じて行います。

※活動中の事故や通学路の危険箇所についても、員長を通じて事務局に連絡いただきます。

交通指導員活動にご参加いただける場合は、裏面の募集要項をご一読の上、お申込みをお願いします。

# 令和8年度高槻市交通指導員 募集要項

## 1. 募集人数

- ・若干名（小学校区ごとに若干名募集）

## 2. 主な活動内容

- ①歩行者の正しい横断の指導
- ②街頭における交通安全啓発指導
- ③校区内通学路等の安全点検
- ④自転車の安全利用に関する条例の周知啓発
- ⑤事故発生時の連絡
- ⑥学校園等における交通安全教育に対する協力
- ⑦その他交通安全に関する必要事項

※主な活動は②で、活動回数は原則月1回（毎月15日の近畿交通安全デー）

## 3. 活動場所

- ・各校区の通学路等の危険箇所

## 4. 活動時間

- ・児童の登校時間（時間は各小学校により異なる）

## 5. 活動期間

- ・令和8年4月1日～令和9年4月30日（1年1か月）

※継続実施可

## 6. 応募要件

- ・令和8年4月1日時点で、満18歳以上であること
- ・日本語による会話（意思疎通）が可能であること
- ・面談への参加が可能であること

## 7. 募集期間

- ・令和8年1月15日（木）～令和8年1月31日（土）【窓口は1月30日まで】

※主なスケジュール（現時点でのスケジュールのため、今後変更になる場合があります）

日程	内容
令和8年2月上旬	面談案内
令和8年2月中旬	面談
令和8年2月下旬～3月中旬	面談結果通知、物品送付
令和8年4月	交通指導員として活動

## 8. 申込方法

- ・簡易電子申込（インターネット）または直接窓口にて申込書に記入



簡易電子申込  
(インターネット)

※電話・はがき・メール・ファックスによる申込はできませんのでご注意ください。

※各小学校の保護者の場合は、小学校へ直接申込できます。

※お申し込みいただいた個人情報は、交通指導員活動に関することにのみ使用させていただきます。

また、いただいた個人情報は各校区の交通指導員長へお伝えさせていただきます。

## 9. 面談

- ・活動内容の詳細な説明や、活動にあたって必要な事項の確認を目的とした面談を実施予定です。

**【各校区の保護者が応募する場合や交通指導員の経験がある場合は、面談は不要です。】**

※面談は対面による実施（高槻市役所内）を予定しております。日程・会場等は、別途お知らせします。

※ご本人確認をさせていただきますので、ご本人確認ができる顔写真付きの書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）をご用意ください。

## 10. 問合せ先

高槻市交通指導員協議会事務局（高槻市都市創造部管理課内）

交通安全チーム 担当：櫻井・山内 TEL：674-7592